

証券取引等監視委員会の 行政調査の概要

平成26年4月23日

証券取引等監視委員会

目次

- I . 組織の概要 ……1
- II . 行政調査の概要 ……5

I. 組織の概要

- 証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」)は、金融庁(内閣府の外局)に置かれた合議制の機関。金融商品取引法に基づく検査、調査等の市場監視活動を実施。

- 委員長・委員(2名)は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命(1期3年)。独立してその職権を行使。

委員長 佐渡 賢一 … 元検事

委員 吉田 正之 … 弁護士

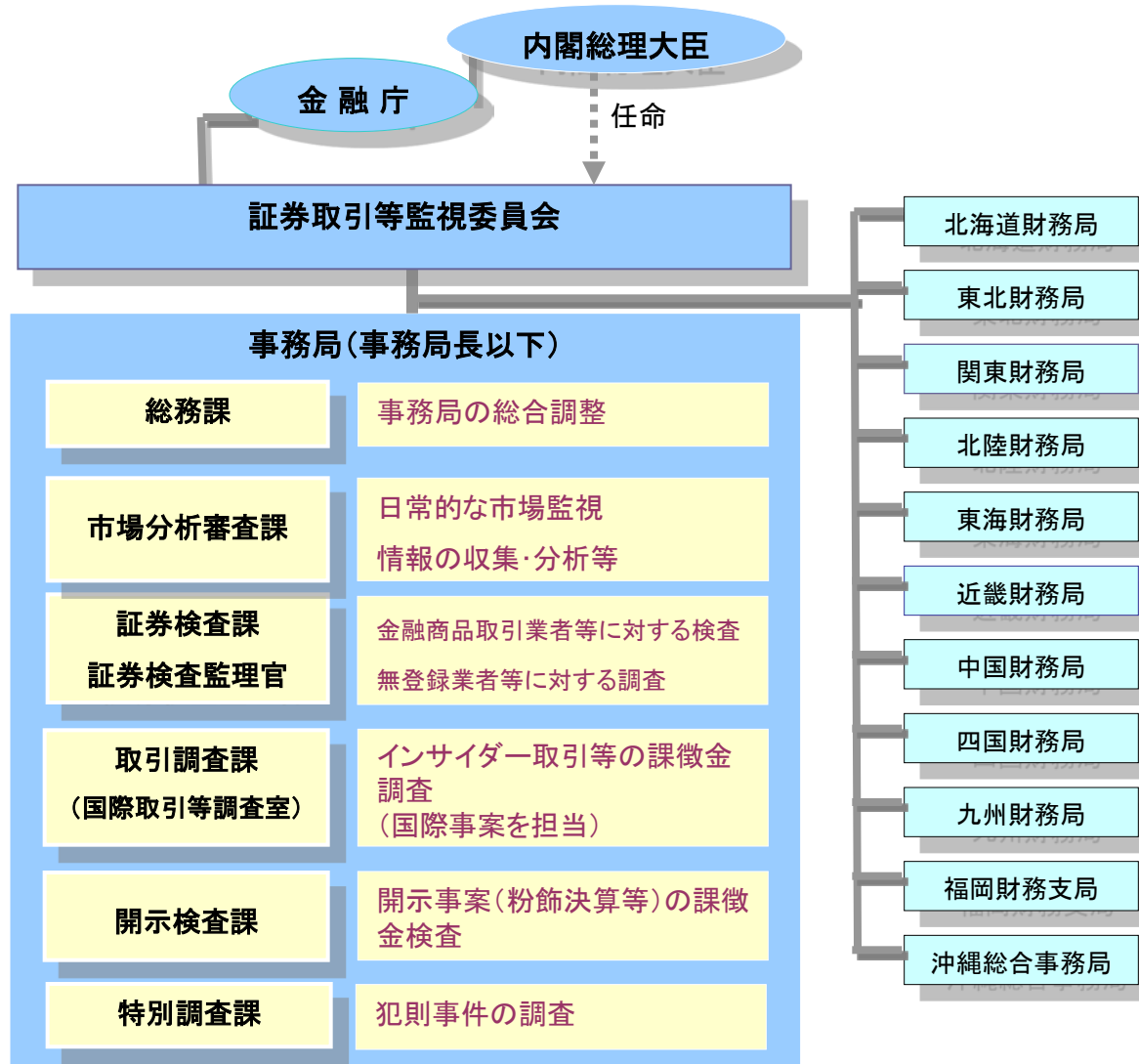
委員 園 マリ … 公認会計士

- 事務局の職員数は409名。(地方組織を含めると700名強)

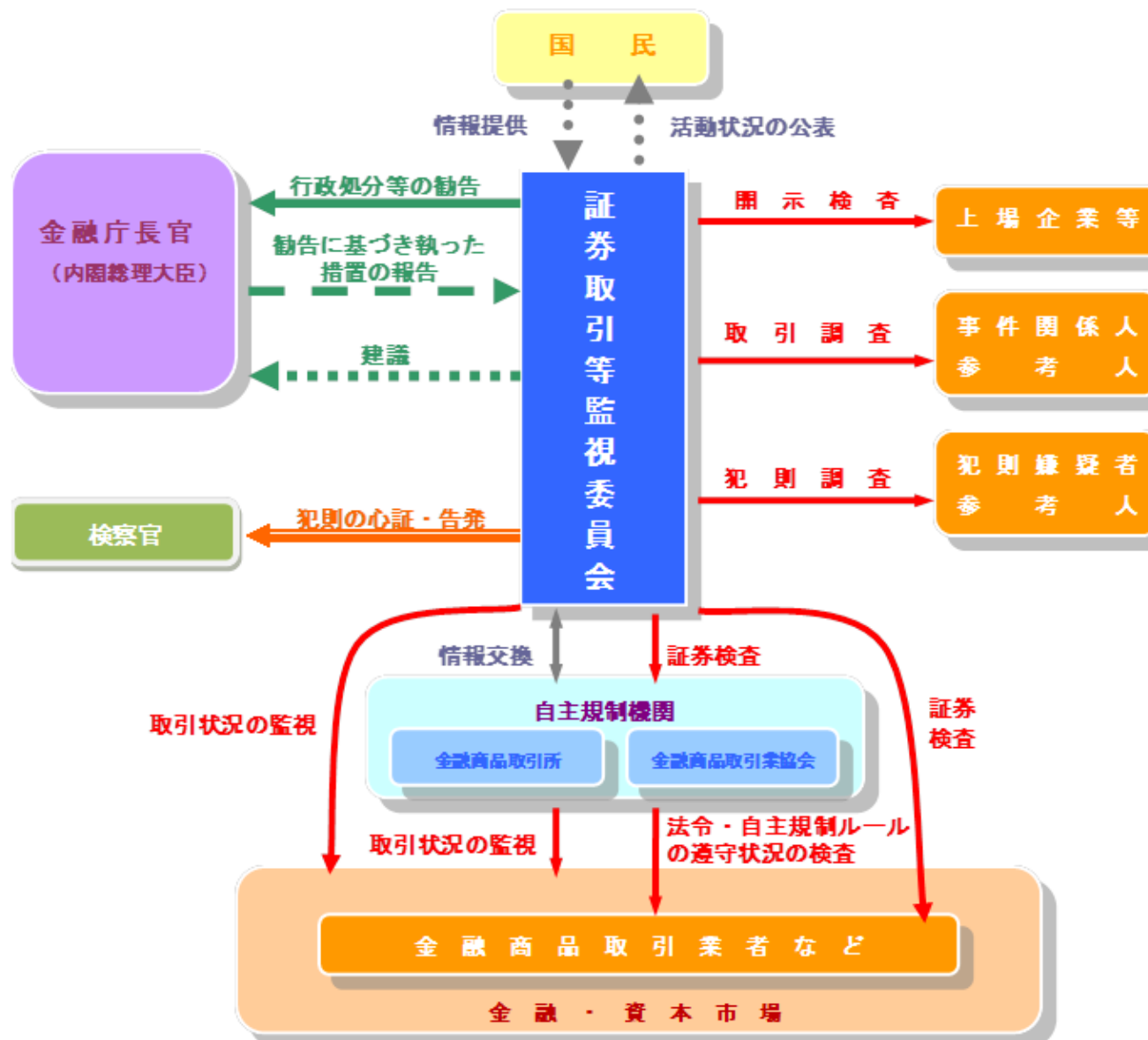
事務局 … 84人(平成4年度) → 409人(平成26年度)

〔 職員には、金融庁、財務局の職員に加え、民間(証券会社、銀行等)出身者、法曹(検事、裁判官、弁護士)、公認会計士、不動産鑑定士、IT技術者等の専門家が在籍。 〕

証券監視委の組織図



証券監視委の活動



(参考) 証券監視委の告発・勧告等の推移(平成17年～)

(単位：件)

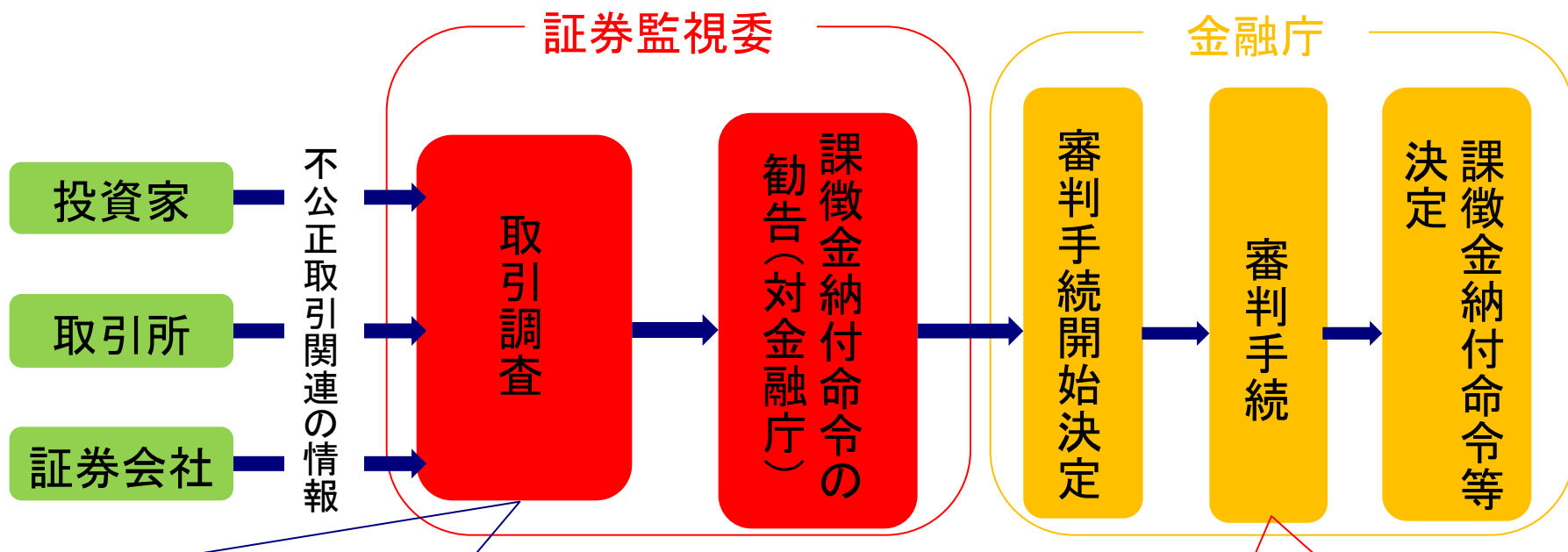
区 分 \ 年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25
犯則事件の告発	11	13	10	13 (4)	17	8	15	7	3
勧 告	39	43	59	50 (19)	74	63	45	62	70
証券会社等に対する処分に関する勧告	29	28	28	18 (4)	21	19	16	20	18
課徴金納付命令に関する勧告 (不公正取引)	9	9	21	20 (10)	43	26	18	32	42
課徴金納付命令に関する勧告 (開示書類の虚偽記載等)	0	5	10	12 (5)	10	19	11	9	9
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	1	1	0	0 (0)	0	0	0	1	1
適格機関投資家等特例業務届出者等 に対する検査結果等の公表	-	-	0	0 (0)	0	1	0	13	11
無登録業者・無届募集等に対する裁 判所への禁止命令等の申立て	-	-	-	0 (0)	0	2	3	1	2
建 議	5	3	0	4 (4)	4	2	1	1	0

(注1) 20年度までは「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度からは「会計年度ベース」4月～翌年3月。

(注2) 20年度()内は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数。

II. 行政調査の概要

(例) インサイダー取引等の不公正取引に係る課徴金調査(取引調査)



金融商品取引法

(課徴金に関する調査のための処分)

第一百七十七条 内閣総理大臣は、(中略)課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

- 一 事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
(=質問調査等)
- 二 事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
(=物件提出命令)
- 三 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。
(=立入検査)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による調査について公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

三名の審判官からなる合議体が審問や証拠物等の取調べを行い、決定案を作成し、提出。

(参考)取引調査について

- インサイダー取引、相場操縦、偽計(架空増資等)等の不公正取引の有無について、証券監視委が立入検査や質問調査を行い、違反行為が認められた場合は、金融庁に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施。
- インサイダー取引の違反者は、会社関係者(役職員、株主、公認会計士等契約締結者)と第一次情報受領者(親族、友人等会社関係者から伝達を受けた者)に大別。最近は、第一次情報受領者による違反が過半を占める。
相場操縦は、個人投資家がインターネット取引により行う事例が多い。
- 最近は、海外の機関投資家やヘッジファンドによるインサイダー取引、相場操縦についても、海外の当局と連携して調査を行い、「勧告」。

取引調査に関する基本指針

(ウェブサイト: http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140401-1/01.pdf)

調査手続の透明性を高めることを目的に、取引調査の基本的な考え方や標準的な実施手続等を定め、公表(平成25年8月)。

- ・立入検査の実施に関し、
 - 証票の提示。立入検査の権限及び目的を説明し、同意を取得。
 - 対象者立会いの下での資料の閲覧。
 - 業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮(原則、就業時間内に実施)。
 - 資料の閲覧・提出は必要最小限に。資料借用時の借用書の交付、資料の早期返却に努める。
- ・質問調査の実施に関し、
 - 証票の提示。質問調査の権限及び目的を説明し、同意を取得。
 - 法令違反が疑われる事項については対象者の意見・主張を十分に聴取。
 - 質問調書を作成した場合は、供述人に内容を読み聞かせ等して、修正の申し立てがあったときは必要な修正を加え、再確認。
 - 業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮(原則、就業時間内に実施)。
 - 質問時間が長時間となる場合に、休憩時間を適切に確保。
- ・取引調査で得られた情報は個人情報保護法等に則して、適切に管理。

課徴金事例集の公表

(ウェブサイト:<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.htm>)

調査活動の透明性を高め、違反行為の未然防止に資するため、証券監視委の勧告に基づき、課徴金納付命令決定がなされた事例について、その概要をまとめ、公表している(平成20年以降毎年公表)。

【主な内容】

- ・課徴金制度の説明
- ・インサイダー取引と相場操縦について、毎年、その年に勧告した事例の概要とその特色を記載
- ・違反行為の全体的な傾向を分析、記載
- ・統計